現　場　説　明　書

工 事 名　東京大学（中野）教育学部附属中等教育学校（Ⅲ期）等改修電気設備工事

令和８年度

東京大学施設部計画課

1　工　事　名　東京大学（中野）教育学部附属中等教育学校（Ⅲ期）等改修電気設備工事

2　工 事 場 所　東京都中野区南台１丁目１５番１（東京大学構内）

3　完 成 期 限　　令和９年１２月２４日（金）

4　一 般 事 項

現場説明書の適用方法

(1)　・印で始まる事項については、〇印を付した事項のみ適用する。

(2)　文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。

(3)　═印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5　施工に関する事項

(1)　工事用地

~~範囲は別図のとおりとし、~~使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2)　仮設物の設置等

①　仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

②　障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、~~別図及び~~監督職員の指示により行うこと。

③　仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図及び監督職員の指示に従うこと。

④　監督職員事務所

・設ける（　　号）　　⊙設けない

号	1	2	3	4	5	6
規　模 （㎡）	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤　仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥　その他

工事車両の構内通行に関し、安全管理を行うこと。
作業時間は原則、8:00-18:00までとする（片付け・準備作業を除く）
騒音、振動、臭気に伴う工事が発生する場合には、関係法令に準じた対策を行うとともに、近隣住民への事前周知を徹底すること。

(3)　工事用電力等

①　工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

②　工事用電力

・電力会社と協議の上引き込む　　⊙構内より分岐できる。

③　工事用電話
・構外より引込む。　　⊙携帯電話等で対応する。
④　工事用給水
・構外より引込む。　　⊙構内より分岐できる。
・さく井する。　　・
⑤　工事用電力、電話、給水の引き込み位置~~は別図により~~、排水は~~別図又は~~監督職員の指示による。
⑥　工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
⑦　その他

(4)　その他
鍵は、各組（一組は同一鍵３本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。
工事着手前に設計図等一式をＡ３判図面に縮小し、製本５部を提出すること。

6　契約に関する事項
(1)　東京大学工事請負契約要領別記第１号「工事請負契約基準」（以下「基準」という。）の運用
①　基準第３の規定による、
⊙提出する。
工事費内訳明細書
~~・提出しない。~~

なお、工事費内訳明細書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

⊙提出する。
工　　程　　表
・提出しない。

②　基準第18、第19及び第20の規定により設計変更を行う場合は、「文部科学省発注工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、実施する。
③　基準第20の規定による工事の一時中止に係る計画の作成
ア　基準第20の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
イ　工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
④　~~基準第26第1項の規定により請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~
⑤　~~基準第26第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責めにより遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

⑥　基準第30第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
⑦　天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
⑧　基準第30第4項ただし書きの規定を適用する（災害応急対策又は災害復旧に関する工事に限る）

~~(2)　入札の保証について~~

~~競争入札に参加しようとする者（以下、「競争加入者」という。）は、以下の①から⑤までのいずれかを提出しなければならない。~~

~~①　入札保証金及び入札保証金納付書~~

~~ア　入札保証金は、競争加入者の見積る入札金額（税込み）（以下、「見積金額」という。）の100分の5の金額以上に相当する金額の金銭を入札保証金納付書を添付して納付すること。~~

~~イ　落札者が契約を結ばないときは、入札保証金は、東京大学契約事務取扱規程第28条第3項の規定により本学に帰属する。~~

~~②　入札保証金の納付に代わる担保が落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証の場合は、当該保証書及び入札保証金納付書~~

~~ア　債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下、「銀行等」という。）とする。~~

~~イ　保証書の宛名の欄には、国立大学法人東京大学総長 代理人 東京大学　施設部長 と記載するように申し込むこと。~~

~~ウ　保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。~~

~~エ　保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。~~

~~オ　保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。~~

~~カ　保証期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、本学が指定する日までを含むものとすること。~~

~~キ　保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとすること。~~

~~ク　落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、東京大学契約事務取扱規程第28条第3項の規定により国庫に帰属する。~~

~~ケ　競争加入者は、入札執行後、本学から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、本学から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。~~

~~コ　保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては本学の指示に従うこと。~~

~~③　落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券~~

~~ア　入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険である。~~

~~イ　入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。~~

~~ウ　保険証券の宛名の欄には、国立大学法人東京大学総長 代理人 東京大学　施設部長 と記載するように申し込むこと。~~

~~エ　証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が~~

~~記載されるように申し込むこと。~~

~~オ　保険金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。~~

~~カ　保険期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、本学が指定する日までを含むものとすること。~~

~~キ　落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、東京大学契約事務取扱規程第28条第3項の規定により国庫に帰属する。~~

~~④　契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書~~

~~ア　契約保証を予約する金融機関等は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。~~

~~イ　契約保証予約証書の宛名の欄には、国立大学法人東京大学総長 代理人 東京大学 施設部長 と記載するように申し込むこと。~~

~~ウ　契約保証の予約の内容は、金融機関等と競争加入者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。~~

~~エ　契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。~~

~~オ　金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額は見積金額以上、又は保証金額は見積金額の100分の10の金額以上とすること。~~

~~オ　金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額は見積金額以上、又は保証金額は見積金額の100分の30の金額以上とすること。~~

~~カ　予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。~~

~~キ　予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。~~

~~ク　「低入札価格調査対象工事に係る調査の試行について」（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受け、本学の指示があった場合には、予約に係る保証金額が見積金額の100分の30以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。ただし、契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。~~

~~⑤ 入札保証金の還付について~~

~~競争参加資格がないと認められた者に対しては、当該者が競争参加資格の確認の結果の通知を受けた以降、入札書を提出しなかった者に対しては、入札執行日以降、入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保の還付を行う。~~

(3)　契約の保証について

①　落札者は、工事請負契約書（案）に基づき、次のアからエのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア　契約保証金として納付するものが現金の場合は、契約保証金納付書及び振り込みを証明する書類

(ｱ) 振り込みを証明する書類は、本学が指定する金融機関に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払込んで交付を受けること。
なお、納付された契約保証金にかかる利息については返却しない。

(ｲ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

(ｳ) 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、東京大学契約事務取扱規程第41条の規定により東京大学に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
また、契約保証金にかかる利息については違約金の積算には繰り入れない。

(ｴ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。

イ　債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ｱ) 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とし、保証書は発注者に提出すること。

(ｲ) 保証書の宛名の欄には、国立大学法人東京大学総長 代理人 東京大学 施設部長 と記載するように申し込むこと。

(ｳ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(ｴ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(ｵ) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

(ｶ) 保証期間は、工期を含むものとすること。

(ｷ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとすること。

(ｸ) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

(ｹ) 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、東京大学契約事務取扱規程第41条の規定により東京大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ｺ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、発注者から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

ウ　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ｱ) 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(ｲ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、国立大学法人東京大学総長 代理人 東京大学 施設部長 と記載するように申し込むこと。

(ｳ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(ｴ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(ｵ) 保証期間は、工期を含むものとすること。

(ｶ) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

(ｷ) 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、東京大学契約事務取扱規程第41条の規定により東京大学に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合には、別途、超過分を徴収する。

エ　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ｱ) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

(ｲ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ｳ) 保険証券の宛名の欄には、国立大学法人東京大学総長 代理人 東京大学 施設部長 と記載するように申し込むこと。

(ｴ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(ｵ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(ｶ) 保険期間は、工期を含むものとすること。

(ｷ) 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
(ｸ) 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、東京大学契約事務取扱規程第41条の規定により東京大学に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

② ①の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め本学の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を本学に提供し、本学は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とし、この場合において、契約情報及び認証情報について電子契約システム（又は電子メール）を介して提供すること。

※電子証書等
電磁的記録（電子的方法、電磁的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス
電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報
電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報
電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

(4) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(5) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第9版）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（令和5年6月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）により適切な取引をすること。

(6) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(7) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(8) 請負代金の支払

請負代金（前払金~~及び中間前払金~~を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて東京大学財務部経理課から　4　回以内に支払うものとする。

(9)　請負代金の前払い

① 公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の　4　」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の　2　」以内の額の中間前金払を請求することができる。~~

② 前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を本学に提供し、本学は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について電子契約システム（又は電子メール）を介して提供すること。

(10)　契約不適合責任

基準第43及び第57による。

(11)　工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、　組立　保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結し、証券（写）を監督職員に提出すること。

①　保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

②　保険契約者

受注者とすること。

③　被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④　保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤　保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥　保険金請求者

受注者とすること。

⑦　保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧　特約条項

ア　同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ　水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ　次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

(ｱ)　対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

(ｲ)　対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

(ｳ)　発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

(ｴ)　分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

~~エ　損害てん補限度額は、1事故につき5,000万円以上又は請負代金額が5,000万円~~

~~に満たない工事については請負代金額と同額とすること。~~

⑨　その他

ア　ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ　建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ　受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ　工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

(12) 労災補償に必要な法定外の保険の締結

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

(13)　設計図書に対して疑念があった場合の対応

①　建設業者は、設計図書通りに施工すると多額の維持管理費が必要となる場合等には、必ず、発注者に対して、その旨及び維持管理の見積金額を報告・助言し、設計図書通りに施工するか否かについて確認することを義務付けるものとする。

②　建設業者は、漫然と設計図書に従って施工するのではなく、設計図書、建材等に内在する危険性や瑕疵等があるとき及びその疑いがあるときには、必ず、発注者にその旨を報告・助言し、設計図書通りに施工するか否かについての確認をすることを義務付けるものとする。

(14)　基準第18の補足

設計図書の内容に疑義が生じた場合は、直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

7　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1)　東京大学が発注する建設工事（以下、「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）。

(2)　(1)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること（以下「発注者への報告」という。）。

(3)　発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(4)　前記(1)及び(2)の「警察への通報等」及び「発注者への報告」を怠ったことが確認された場合の措置について

①　指名停止又は文書注意

暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして指名停止となる。

なお、指名停止に至らない事由の場合は、指名停止措置要領第12に規定する書面

による注意の喚起（以下「文書注意」という。）に該当するものとして文書注意となる。

② 工事成績評定への反映

工事成績評定要領（平成20年１月17日付け文教施設企画部長決裁）に基づき、前記①による指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者については8点の工事成績評定点の減点となる。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）へ登録し、その写を監督職員に提出すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、 一般社団法人全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度の履行

① 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績報告総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) 工事成績評定について

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17付け文教施設企画部長決裁）による工事成績評定の対象工事である。

(5) ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

① ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。

② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(6) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対し

て、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(7)　主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。

②　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「検査結果通知書」等における日付）とする。

(8)　現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

①　基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「検査結果通知書」等における日付）とする。

ウ　工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ　工事現場において作業等が行われていない期間。

②　基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることをいう。

③　その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(9) 建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者の工事における取扱いについて

本工事は、建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(10)　建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

①　本工事において、建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。

ア　建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ　監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ　同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の

工事とみなす)

オ　特例監理技術者が兼務できる工事は、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね２時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

カ　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。

③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録を行うこと。

(11)　多様な働き方について

本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休２日を前提に工期を設定している。受注者は工事着手前に、「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を提出する。変形労働時間制等の週休２日以外の働き方を希望する場合は、受注者は、施工期間、施工時間等について、監督職員と協議の上、実施するものとする。

また、工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

なお、週休２日の考え方は以下のとおりである。

① 「週休２日」とは、工期における全ての週において、原則として土曜日及び日 曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに２日以上の現場閉所を行うことをいう。

② 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

(12)　猛暑による作業不能日数について

本工事は，猛暑による作業不能日数を見込んでいる。

① 作業不能日数：１３日間（工期の始期は令和８年１０月２３日で算定）

② 上記①は，環境省が公表する関東地方_東京都_東京地点におけるWBGT値（気温，湿度，日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（２０２１年～２０２５年）について，本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において，８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し，日数に換算したものを年平均したもの。

③ 気象状況により、工期中に発生した猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間（当該現場における定時の現場作業時間において，環境省が公表する関東地方_東京都_東京地点におけるWBGT値が３１以上となり，かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し，又は現場を閉所した時間を算定し，日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が①の日数から著しく乖離した場合には，受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

(13)　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以

下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3)撮影方法」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（https://www.jcomsia.org/kokuban/）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

(14) 自動車の入構

自動車で入構する場合は、許可を必要とする。

通勤に使用する車は入構できない。

~~(15) 自動車の入構料金~~

~~本郷地区構内への車両による入構には以下の利用負担金（料金）が発生する。~~
~~下記は現行の料金であり、該当地区の支払い方法については確認すること。~~

~~① 当日許可証（30分未満無料 以降３００円／２０分）~~

~~② 期間許可証（2,000円／週）~~

~~(16) 建築基準法第７条の３に基づく中間検査及び基準法第７条に基づく完了検査の申請並びに手数料を含めるものとする。~~

~~(17) 建築基準法第８６条の２第１項に基づく一団地認定に伴う認定区域等の掲示のための標示板（４箇所）の修正を含めるものとする。~~

(18) 解体工事に関する標識設置等の届出関係を含むものとする。

(19) 質問回答

① 質問がある場合には提出

入札説明書による。

② 質問回答の閲覧日時及び場所

入札説明書による。

※ 質問の無い場合は提出を要しない。

(20) 数量書の公開について

本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳明細書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、数量表に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

提出期間、提出先、提出方法、閲覧日時及び場所については、質疑応答と同じとする。

(21)　グリーン購入法に基づく特定調達品目の提出について

本工事に使用した特定調達品目について、工事完了後に品目数量について報告するものとする。

~~(22)　建設工事連絡協議会の加入について~~

~~工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と打合せを行い、運行速度や誘導員の配置、案内看板の設置や道路の清掃等、十分な配慮を行う。構内ルートについても、同様な配慮を要し、本校の交通部会の承認を得るとともに、本校の建設工事連絡協議会に加入し、工程調整を行うこと。~~